日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人桐蔭学園
②設置大学名称	桐蔭横浜大学
③担当部署	企画室
④問合せ先	tu-gaku@toin.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和８年９月２６日
⑥点検結果の公表日	令和８年９月２６日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://toin.ac.jp/univ/about/governance-code/
⑧本協会による公表	◉承諾する ○否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	WEB サイト「建学の精神・学園訓・沿革」のページ等を通じて、学生や保護者、高校関係者等の多様なステークホルダーに対して明示している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	教育目標として「ユニバーシティ・ポリシー」を掲げ、学生に身に付けさせる資質・能力育成の方針を明示しており、各教育組織において、アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを明確に示している。 また、自己点検・評価に基づきカリキュラムの見直し等を実施し、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に取り組んでいる。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則において、学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長等の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）について教学組織の権限と役割を明確化している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	教員が参画する全学委員会及び事務職員が管理する事務組織の有機的な連携体制を整備し、教職協働で適切な役割分担により大学運営の高度化に努めている。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上を目的とし、FD・SD 研修を体系的に整備しているところ。年間複数回の必須受講を基本とし、教職員それぞれの立場に応じた多様な研修を配置していく。集合研修・外部研修・e ラーニングを組み合わせ、新任・昇進時の研修等を実施する。今後はカリキュラムマップ整備や法人制度との整合を図り、研修履歴を管理分析することで計画的な推進を行う。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学校法人としての大方針があり、それに基づいて各学校種等が計画を策定し、評議員会の意見を聴取した上で理事会の審議を経て決定している。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管	中期計画を基にした単年度の事業計画及び報告を定例

理	理事会において審議し、状況確認を行っている。その上で、年度ごとの事業報告として WEB サイトで公表している。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会人を対象とした入学制度を設ける等、学修意欲の旺盛な社会人を受け入れる体制を整えている。
実施項目２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	主に小学生を対象として、モノづくりや理科実験、スポーツなどが体験できるイベントである「桐蔭おもしろ体験教室」や、大学生と一緒にマルチスポーツに挑戦することができる「桐蔭スポーツチャレンジ・セレクト」等の取組を行っている。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	障害を持つ学生に対する個別の状況に応じた学習支援、留学生に対する日本語学習支援や生活相談窓口を設ける等、多様性を受容する体制の充実に努めている。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事７名のうち１名、評議員 12 名のうち２名に女性を登用している。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」及び「理事選任・解任規程」に定め明確化し、理事選任のための理事選任機関の構成員をすべての理事及びすべての評議員とすることで透明性を確保している。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会を定期的に開催し、理事長が評議員会において理事会の議案及び決議の内容を報告している。 理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することは「寄附行為」で定めている。 理事会と評議員会で決議が異なった場合は、「理事・評議員協議会運営規程」に基づき理事・評議員協議会を開催し、協議を行うこととしている。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修	理事会１週間前までに議案及び資料を送付して情報提

機会の充実	供をしている。また、過去の理事会や評議員会の議事録を閲覧できる環境を整備している。研修機会の充実については、今後検討する。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準及び職務を「寄附行為」に規定し、評議員会の決議により選任している。会計監査人は、評議員会において「寄附行為」に定められた職務を遂行できるか審議し、決議により選任している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施する必要事項を「監事監査規程」に定め、監査業務の補助職員や会計監査人と協力や情報交換をして調査を行う等の連携をしている。さらに常勤監事と法人事務局長、法人総務部、監査室が月1回程度の情報交換を行っている。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	過去の理事会及び評議員会の議案や議事録を閲覧できる環境を整備している。研修機会の充実については、文部科学省の実施している監事研修会を案内している。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法や属性・構成割合を「寄附行為」及び「評議員選任・解任規程」に定め明確にし、選任過程については、理事会及び評議員会において審議し決議を経て選任している。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の議決事項や招集方法を「寄附行為」に定め明確にしている。 評議員会と理事会で決議が異なった場合は、「理事・評議員協議会運営規程」に基づき理事・評議員協議会を開催し、協議を行うこととしている。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事長が理事会での議案・決議の概要等を報告している。 研修機会の充実については、今後検討する。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明

危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	法人総務部において学園の危機管理マニュアルを整備し、事件・事故・防災対処や基本方針等について定めている。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	理事会において制定された「内部統制システムの基本方針」を基に「コンプライアンス推進規程」を定め、責任者に理事長、推進責任者に各学校長、法人事務局及び大学事務局長を置いて体制を整備している。 研究活動上の不正行為に関する通報窓口等を設置している。また、事業所ごとにハラスメント委員会を設置しており、毎年度開始時に相談窓口の利用方法を周知している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	WEBサイトの「教育情報の公表」のページにおいて教育活動や運営状況に関する情報等を公開している。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学部・学科の紹介ページでは、専門的な学問分野を理解しやすいように身近な例や卒業後のキャリアパスを提示する等、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明